

イタリア刑法における企業犯罪の法的規制

吉 中 信 人

はじめに

1. 231 号法の構成と改正動向
 - (1) 構成
 - (2) 制裁及び対象犯罪と改正動向
2. 企業犯罪の責任 - 231 号法の法的性質
 - (1) 個人の刑事責任と企業の行政的責任
 - (2) 231 号法による企業責任の法的性質
 - (3) 検討
3. 企業犯罪の帰責原理 - 行政的不法行為の成立基準
おわりに

はじめに

イタリア憲法 27 条 1 項は、「刑事責任は人的である」と規定し⁽¹⁾、法人又は法人格なき社団等の企業に対する刑事責任を否定している。この憲法上の通説的理解に従い、現在に至るまで、イタリアにおいて、企業の「処罰」は行われていない⁽²⁾。伝統的な、《*societas delinquere non potest*》の法諺は、団体は犯罪を行い得ないことを表しているのである。

このような伝統的解釈の下で、イタリアの法制度は、犯罪による刑事責任ないし処罰の承認ではなく、「犯罪に基づく行政的不法行為 (*illiciti amministrativi dipendenti da reato*)」という概念を採用し、行為者の犯罪行為から招来された企業の「行政的責任」を、刑事手続によって問疑するという、比較法的にも興味深い法制度を採用するに至った⁽³⁾。そこで、本稿では、企業犯罪の法的規制に関する基本法である、2001 年 6 月 8 日委任立法令 231 号 (以下、231 号法という⁽⁴⁾) の構成を概観し、改正動向を確認した後、同法の

法的性質について若干の検討を行い、最後に企業犯罪の帰責原理及び行政的不法行為の成立基準について瞥見することとする。なお、外国法の条文は全て拙訳で且つ仮訳である。

1. 231号法の構成と改正動向

(1) 構成

231号法は、第1編（企業の行政責任）、第2編（企業の財産上の責任及び組織変動）、第3編（行政制裁の適用及び立証手続）、第4編（執行及び調整規定）、の計4編85条から構成され、企業犯罪に対する企業の責任を体系的に規定した、イタリアで初めての統一立法である⁽⁵⁾。第1編は、いわば実体法に関する規定であり、第1章（行政責任賦課の基本原理及び基準）が、総則的ルールを定め、法定主義（第2条）、企業責任の自律性（第8条）、そして、いわゆるコンプライアンス・プログラムの策定（第6条）といった基本原則について定め、第2章では（一般的制裁）として、金銭制裁や禁止制裁等の法効果について規定する。ここでは、「刑」という表現は慎重に避けられている。3章では（犯罪による行政的責任）として対象犯罪について規定し、イタリアにおける企業犯罪規制が、列挙主義を採用することを表している。第2編は、合併、分割、譲渡といった組織変動の際における財産上の責任や制裁の決定について定める。そして、第3編は、手続法に関する体系的規定であり、第1章（総則）、第2章（主体、裁判権及び管轄権）、第3章（証拠）、第4章（予防処分）、第5章（予備調査及び予備審理）、第6章（特別手続）、第7章（裁判）、第8章（不服申立）、第9章（執行）と続いている⁽⁶⁾。基本的に刑事手続の原則が採用されており、刑事裁判所において、刑事裁判官により手続が行われる。第4章には、保全的な制度が整備されているのも注目されるだろう。なお、第4編は制裁競合の際における調整等について定める。

このように、231号法は、実体法、手続法、執行法を統合した単一法であり、企業犯罪への法的対応を規整したものである。以下では、このうち、第1編第2章の制裁及び第3章の対象犯罪について、最近の改正動向を踏まえながら少し詳しく見てみよう。

(2) 制裁及び対象犯罪と改正動向⁷⁾

231号法によって整えられた制裁システムは特殊であり、制裁名宛人の「新たな特徴」を基礎に立案されているといわれる。9条における、犯罪による行政的不法行為の制裁は、金銭制裁、禁止制裁、没収、判決公示、である。禁止制裁は、事業活動の禁止、不法行為の遂行に寄与した許認可や免許の停止又は取消、公共行政機関との契約禁止、公共サービスの協力許可を得ることを除く、財政的な援助・貢献・助成の排除、そして場合によっては、既に認められたこうした援助等の撤回、それに財産や営業の宣伝禁止、である。

犯罪に基づく行政的不法行為に対しては、いわゆる単位課金制度が適用され、常に金銭制裁として、100以上1000以下の単位に応じて適用される。1単位の金額は、最低50万リラ(258ユーロ)最高300万リラ(1549ユーロ)までとなる。減額された額の支払いは許容されない。金銭制裁の釣り合いを図るため(比例性を担保するため)、裁判官は、事実の重大性、企業の責任の度合い、さらには、事実の帰結を除去し軽減するため、そして事後の不法行為遂行を防止するために行われた活動といった諸事情を配慮しながら単位の数を決定する。その後1単位の金額は、制裁の効果を確保するため、企業の経済状況および資産状況を基礎に決定される。

未遂罪に関する26条の規定によれば、金銭制裁および禁止制裁は、重軽罪⁸⁾に関する限り、未遂の形態で遂行された場合、3分の1から2分の1に減輕される。企業は、行為の完遂又は事件の実現を自発的に阻止する場合、責任を負わない。そして、刑法システムに固有の準則を取り入れながら、21

条は、一つの作為又は不作為によって行われた犯罪の複数性に関して企業が責任を負う場合を明確にしている。すなわち、一つの行為の展開によって、および、過去の終局的でない場合も含めて、それらのうちの一つが有罪宣告を受けている場合は、予定された不法行為よりも、その3倍に至るまで増額された金銭制裁が適用される。この増額の効果について、金銭制裁の総額は、いずれにせよ、おのおのの不法行為に適用される制裁の総額を上回することはできない。一つ又はそれ以上の不法行為に関して、禁止制裁の適用条件がある場合は、過重された不法行為に対して予定された制裁が適用されることになる。

次に、24条から26条は、刑法に定められた犯罪に対応した行政的責任を規定するが、これは、行為者の犯罪に連動して企業に制裁を賦課するものである。特に、316条の2（国家賠償金の着服）、316条の3（国家賠償金供給の不正受給）、640条2項3号（国家又は公共企業に対する詐欺）、640条の2（公的供給の達成による加重詐欺）、640条の3（情報処理詐欺）といった重軽罪の遂行に関して問題となるが、刑法において、国家又は他の公共企業に対する犯行があった場合、企業に対し500単位までの金銭制裁が適用される。これらの犯罪（重軽罪）遂行の結果、企業が著しい額の利益を獲得したか、又は特に大きな損害がもたらされた場合は、200単位から600単位の金銭制裁が適用される。さらに、25条は、汚職および賄賂要求罪の遂行に関して、各事案に応じて金銭制裁の額を様々に変えている。加えて、2001年11月23日409号法（いわゆるユーロ法）において改正された2001年9月25日350号法は、25条の2を導入させ、公共信用に対するいくつかの事案（通貨偽造、公共クレジットカード及び収入印紙偽造）について、企業責任を招来する犯罪の数を拡大した。

新たに強調すべき事案の数を拡大するべく、2002年4月11日61号法（貸借対照表偽造の規程としてよく知られている）が、25条の3の導入を通じて取り入れられた。これは、民法に規定された、会社の利益のために犯される、

(新規程の中に同時に列挙されている) 会社犯罪との関係で問題となる責任について整備したものである。さらに、テロリズムの資金調達を抑制するために、1999 年 12 月 9 日ニューヨーク条約の批准による 2003 年 1 月 14 日 7 号法の対応措置として、25 条の 4 が挿入され、重軽罪の遂行に関連する団体責任が規定されている。これらは、テロリズム又は民主主義秩序を破壊する目的を持つ犯罪であり、刑法および特別法である 2003 年 8 月 11 日 228 号法 (人身売買に対する措置を規定する) に定められるものであるが、これは 25 条の 4 の導入を通じて、(とりわけ、刑法 600 条、601 条、602 条の事案に対して、同様の法的対応によって「再表現された」) 個人人格に対する重軽罪の遂行に関する責任について規定したものである。

また、最近では、1998 年 2 月 24 日 58 号統合法第 5 編第 1 章の 2 第 2 節に規定された内部情報濫用と市場操作の犯罪に関連して、2005 年 4 月 18 日 62 号法により、25 条の 6 が導入された。さらに、刑法 583 条の 2 に規定される重軽罪の遂行に関連し、2006 年 1 月 9 日 7 号法により、女性性器切除宗礼が制裁化された (25 条の 4 の 1)。その上注目を引くのは、企業の行政的責任を生み出すさらなる拡大 (とりわけ刑法 648 条、648 条の 2、648 条の 3 に規定される犯罪) が、2006 年 1 月 25 日 29 号法 (いわゆる 2005 年共同法) によって、政府に委任されたことである。企業の行政的責任の拡大は、2006 年 2 月 6 日 38 号法 (旧 600 条の 4 の 1 における、未成年者ポルノグラフィーおよびバーチャルポルノグラフィ媒体の所持における重軽罪)、さらには、いわゆる国越犯罪の遂行に関する 2006 年 3 月 16 日 146 号法によって実行された。

こうした企業の行政的責任を招来する犯罪の拡大は、以下の場合にさらに明らかになる。不法な起源を持つ金銭・財産・利益の隠匿・還流・運用における重軽罪 (2007 年 11 月 21 日 231 号法) の遂行に関して、サイバー犯罪に関するブタペスト条約の批准をもたらした 2008 年 3 月 18 日 48 号法の作用による、刑法 491 条の 2、615 条の 3-5、617 条の 4、617 条の 5、635 条の

2-5、640 条の 5 に規定される重軽罪、さらには、2008 年 4 月 9 日 81 号法（既に 2007 年 8 月 3 日 123 号法によって挿入されていたが、後に 231 号法によって取って代わられた）における、職場の健康と安全の保護に関する法規範の違反に伴う、重大または重篤な過失致死および傷害の重軽罪、である。

その後、いわゆる「安全の小箱（pacchetto sicurezza）」（2009 年 7 月 15 日 94 号法）の作用により、24 条の 3 への、刑法 416 条 6 項、416 条の 2、416 条の 3、630 条に規定される、組織犯罪における重軽罪の導入を通じて、企業責任の法理は形成された。これは、前述の 416 条の 2 に規定された条件を活用して犯した重軽罪、すなわち同条に規定されるマフィア活動への参加を容易にする目的で行われた重軽罪、さらには、1990 年 10 月 9 日 309 号イタリア共和国大統領令 74 条に規定される重軽罪、もそうである。さらに、2009 年 7 月 23 日 99 号法により、詐欺犯罪に関する 25 条の 2 が改正され、刑法 473 条および 474 条に規定される事案が包含されることとなった。加えて、25 条の 2 の 1（刑法 513 条、513 条の 2、514 条、515 条、516 条、517 条、517 条の 3、および 517 条の 4 に規定される産業および商業に対する重軽罪に関するもの）および著作権法違反の媒体におけるいくつかの重軽罪に関する 25 条の 8 が挿入された。

最後に、2009 年 8 月 3 日 116 号法の作用によって、刑法 377 条の 2（司法当局に対する判決の不宣告、又は虚偽判決の宣告を誘導すること）における重軽罪の遂行に関しても行政的責任を現出させることが整備された。

このように、2001 年の 231 号法成立以降、企業の行政的責任を招来する犯罪カタログの拡大化傾向が看取される。

2. 企業犯罪の責任 - 231 号法の法的性質

(1) 個人の刑事責任と企業の行政的責任⁹⁾

以上のように、イタリアにおいては、犯罪主体には自然人のみが認められ、

法人の刑事責任が直接に承認されないことから、行為者の犯罪にいわば連動して、企業の行政的責任を追及する方策が採用されたものと考えられる⁽¹⁰⁾。一般法のレベルでは、企業組織による、その権能行使における犯罪遂行によって、法人はただ民事上の保証義務 (obbligazione civile di garanzia) を負うに過ぎないことが、刑法 197 条によって確認されているのである⁽¹¹⁾。

そこで、論理的には、企業組織の領域における、「刑事上の責任主体の特定」という問題が生じる。まず、これに対する判例の立場を概観しておこう。イタリアの裁判例は、刑法規範の遵守を義務づけられ、従って刑事上責任がある主体としての特定を行いつつ、様々な基準を (とりわけ労働刑法との関係において) 整理してきた。それは、

- 企業代表者の権限を有する主体であり、
- 管理者、又は、事業経営者の委任に基づいて事業体の組織の一領域を指導する者、又は、いずれにせよ、通常、事業経営者の実質を備えた権能を与えられた者、である。

ここでいう、事業経営者にとって固有の権能を第三者に委任することの効力の問題について、破棄院 (1980/10/1, 1983/7/30, 1988/4/8, 1992/4/7 の各判決等) は、以前は様々な傾向に揺れ動いていたが、今日では、以下の条件の下で、元来規範を遵守しなければならない事業経営者又は管理者に対する免責効を承認するとの方向でほぼ一致している。

- a) 事業が広大、又はかなりの規模を有すること。すなわち、単なる名義人の側において、規範の遵守について直接的統制が可能でないこと。
- b) 名義人又は管理者に独占的且つ特別に重圧がかからないで委託された任務であること。
- c) 受託者が、技術的にも専門的にも、その者に委任された役割を遂行することが可能であること。
- d) 受託者が、委任者の側からの干渉を受けることなく、有効な管理上の自律性を享受していること。

- e) 委任者が、法が定める義務を全て果たしていること。
- f) 委任に基づく権限・義務の付与が、相当な方法で事業内部に公開されており、それによって、受託者の長における権限授与の、完全な内部的認識可能性が保証されていること。
- g) 独占的な委任の存在と、委任された活動を行う受託者の適格性が、特に委任者によって示されていること。

もっとも、これら全ての条件が存在しても、いずれにせよ各事例において事業名義人又は管理者は、具体的に、監督し統制する権能を常に行使しなければならず、そのため、受託者の任務遂行の監督をなおざりにし、又は受託者において発生しうる不履行について知己していた場合には、決して責任を免れることはできない。

これらは、いうまでもなく、個人的な刑事責任を特徴づけるものである。制裁的性質を持つ法人の直接責任の承認は、231号法により、初めてイタリア法体系に導入された。この新たな規律の構造を、大きな輪郭で描くならば、この委任立法令が、犯罪による行政的不法行為のための企業（法人格を有する企業及び法人格無き社団を意味し、一方で、国家、地方公共団体、他の非営利公企業、さらには憲法上の重要な権能を行使する企業は除外されている⁽¹²⁾）の責任を規制していることが明らかになる。刑法上のいくつかの重要な原則（とりわけ、罪刑法定主義の原則、すなわち、犯罪とそれに対応した制裁をもたらす行政的責任が、事実の遂行前に、効力を有する法律によって明白に規定されていなければ、企業は犯罪を構成する事実によって責任を負うことはない）の適用について言及した後、231号法は、以下のことを確認する。企業は、その関与又は利益において、企業の代表権、管理権、運営権を有するか、又は財政上もしくは権能上の自律性を与えられた組織ユニットに権限を有する者、さらには事実上企業の経営や統制を行う者（いわゆるトップの地位にある者（*soggetti in posizione apicale*）によって遂行された犯罪に責任を負う。加えて、ここに挙げられた主体の1人の指導・監督を受ける者（いわ

ゆる部下) による場合も、それが、もっぱら自分自身又は第三者の利益のために行動したのでない限り、企業の責任を招来する。

そして、6 条には、企業責任の例外事由の一つが規定され、組織規範（コンプライアンス・プログラム）を策定し有効に実施していたこと等により、免責が可能となる場合が示されている⁽¹³⁾。さらに、予防的配慮から、予備審理の段階前あるいは判決前の段階等の、事後のプログラム採択が、一定の制裁賦課を妨げることが可能であり、プログラム採択と実施を確約するといった事実だけでも、一定の制裁の執行猶予をもたらすことがある。

(2) 231 号法による企業責任の法的性質

これまで述べてきた、231 号法にいう「企業の責任」がいったい何を意味するのか、そして、それに伴い、231 号法の法的性質をどう捉えたら良いのか、については、1 個の問題である。これについては、イタリアにおいても 231 号法の成立以来議論がなされているが、端的に言えば、形式的には行政責任だが、実質的には刑事責任ということになるであろうし、あるいは、これを刑事と行政の中間の、あたらしい「第 3 カテゴリー《*tertium genus*》」とする理解⁽¹⁴⁾にも十分合理性があるものと思われる。しかし、ここではとりあえず代表的な両説、すなわち、刑事責任説と行政責任説の論拠を検討してみよう⁽¹⁵⁾。

まず、これを刑事責任としての構成であると捉える説には、少なくとも 3 つの論拠があるとされる。

- ①企業に対して提供される実体法の保障は刑法に固有のものである。とりわけ、第 1 編第 1 章に規定される基本原理は、法定主義や不遡及原則等、明らかに刑法の原則が採用されており、実体法的には刑法であるといつてよい。
- ②憲法 27 条 1 項に要求された行為者固有の事実に対する責任は、企業責任においてもその基礎を有しており、組織として活動する主体の特徴に

基づいて、その犯罪性が形成されるものである。

- ③企業責任を判断する管轄権は、自然人に対して規定されるものと同じ防御権保障を確保しており、犯罪の存在を確保するのと同じ裁判官がこれを行う。

刑事責任説は、このような理由から、立法者がこれを「行政的責任」としたのは、単に政策的な慎重さにすぎないとし、「法人の行政的責任」というラベルの重みは、取り去られるものであるとしている。一方、231号法にいう「企業の責任」は、行政責任にすぎないとする立場からは以下のような反論が加えられている。

- ①不利益な処罰の法定や不遡及原則は、既に自然人の行政的不法行為についても規定されている（1981年11月24日689号法第1条）。
- ②有責性、帰責性、故意、罪責ないし過失といった概念は、同時に、既に自然人の行政的責任に対して要求されている（同法第2条及び第3条）。
- ③刑事裁判官は、既に、犯罪と自然人の行政的不法行為について、両者の間に客観的関連がみとめられる場合は、管轄権を持ち、審理を行っている（同法第24条）。

マリヌッチらは、行政責任説に好意的な立場を採りながら、もし本当に231号法が刑事責任を規定するものであるならば、企業犯罪の責任を認める規定のいくつかには、違憲の疑いがあるとして、以下のように述べる⁽¹⁶⁾。

第1に、他者の行った事実に対して企業の（刑事）責任を想定して法人の責任を導入する主要規定のいくつかは、自らの行為による事実に基づいて処罰され得るとする憲法27条1項と正面から衝突することになる、とする。これは、刑事責任説の論拠②の立場と、行為者の固有責任を承認するという前提では共通するものの、行為性の解釈において異なった評価を行うものである。

第2に、もし刑事責任であるとする、憲法27条2項に規定する無罪推定原則⁽¹⁷⁾に抵触して違憲である、とされる。これは、手続法の視点から刑事

責任説を批判するもので、6 条 1 項が、いわゆるトップの地位にある者によって犯罪が行われた場合には、同項に規定された証明責任を負担する⁽¹⁸⁾としていることが問題である、という訳である。犯罪を否定する証明資料（これは 6 条に規定されるコンプライアンス・プログラムの提示等が典型である）を単に提出すればよいのだとしても、証明が十分でない場合のリスクは、法の明らかな文言「立証を行うときは」から、被告人ではなく、企業にのしかかることになる。

第 3 に、合併又は分割された企業には、元の企業から責任が移転し、やはり企業責務である証明負担も転嫁されること、があげられる。これは、企業責任を刑事責任と考えた場合には説明が困難であるとされる。

第 4 に、制裁の呼称の問題があげられる。事実が犯罪を構成するのであれば、立法者はその制裁の呼称を「主刑 (*pene principali*)」とした筈である。231 号法においては、企業に対して、主刑の名の下で与えられる制裁は何一つない。それは、明らかに「行政制裁」として規定されており（9 条）、金銭制裁は、「罰金又は科料 *《multa o ammenda》*」ではなく、明確に「金銭的行政制裁 *《sanzione amministrativa pecuniaria》*」（10 条）としているのである。

このように、マリヌッチらは、憲法レベルで見れば、刑事責任説には多くの疑義が生じるのに対し、行政責任としての責任構成の原則を妨げるものはいないとし、立法者の選択した「行政責任」の命名は、「レッテル詐欺 *《una frode delle etichette》*」との批判は当たらず、231 号法に採用された選択と調和するものと結論づける。

(3) 検討

以上の考察からは、一応行政責任説が有力であるようにみえる。しかし、所論は、結局のところ、実定法解釈としてはその方が無理が少なく、また、立法者意思がそうであるということを語っているにすぎないようにも思われ

る。すなわち、231号法にいう「企業の責任」は、形式的には行政責任であるという説明であり、実質的且つ積極的に、こうした企業責任は、行政責任であると捉えるべきだと主張ではない。現実には、憲法が法人の刑事責任を否定していることからこのような立法政策が生まれた訳であり、本質的には限りなく刑事責任に近いものであるという理解がむしろ前提にあるものと思われる。それでも行政責任説が支持されるのは、伝統的な刑法・刑事訴訟法の観念に従い、これを堅持する前提に立つとするならば、この231号法の実定法解釈からは、刑事責任を規定する「企業刑法」を承認することは困難であるからということになる。憲法上の制約から、イタリアでこれを「企業刑法」と正面から呼ぶことに躊躇があるとしても、一応理解できる場所である。

しかし、もしこの立法を、自然人に対する刑法枠組みとは異なる、団体に対する新たな刑法体系の一形態における萌芽と捉えることが可能であるならば、正面から「企業刑法」と評価した上で、あたらしい刑事責任のあり方及びその処罰根拠論や法人における権利保障のあり方等を、刑事法的パースペクティブから積極的に考察対象とすることも可能ではないかと思われる⁽¹⁹⁾。企業犯罪に対する刑事政策という観点からみた場合においても、同法の制裁は、純粋な刑罰ではないとしても、保安処分に近い刑事法的側面を有するものと考えられ、これを行政法領域に閉じ込めて刑事法的分析を放棄してしまうことは妥当とは思われない。實際上、この問題は、イタリア刑法の教科書において通常議論されるテーマなのである。もちろん、行政責任説のいう挙証責任転換の問題等は重要な指摘であるが、これとて現代型犯罪における刑事法学上の課題として位置づけることも可能であり、更に検討が必要であろう。

3. 企業犯罪の帰責原理—行政的不法行為の成立基準

最後に、企業犯罪の帰責原理について確認しておこう。まず、企業は行為

者の犯罪に基づいて、行政的不法行為を構成する場合に問責されることになるが、この連動は実体法上必要的ではなく、第 8 条は企業責任の自律性を承認している⁽²⁰⁾。すなわち、犯人が分からず、あるいは、有罪が認定されなくとも、企業責任の追及には支障がない⁽²¹⁾。しかしながら、第 37 条は、手続法上、訴訟条件を欠く場合に被疑者の訴追が行われなときは、企業の行政的不法行為の立証手続は行われなものと規定していることには注意すべきである⁽²²⁾。形式裁判は本案に関するものではないので、原則としての実体法上の責任追及の自律性が侵害されるものではないと一応は考えられよう。一定の場合に手続法上制限しているようにも思われる。なお、両者が訴追される場合は、併合審判も可能である (38 条 1 項)。

行為者の責任追及に関しては、通常の犯罪として、刑法の一般原則に則り、刑事訴訟法に従って手続が行われるので、行政的不法行為を構成する企業に対する帰責原理ないし成立基準等を確認しておこう。一般に、企業犯罪における責任帰属の基準は、少なくとも 3 つあるといわれる⁽²³⁾。

第 1 に、犯罪が法人の利益のために行われたことであり (5 条 1 項)、行為者が、自ら又は第 3 者の利益のために行なった場合には企業は責任を負わない (5 条 2 項)。この場合、行為者は背任等のいわゆる伝統的な経済犯罪のカテゴリーに従って、独立に処断されることとなる。1 項の行為者は、その企業における地位によって、訴訟法上異なる扱いを受ける。その者が、いわゆるトップの地位にある者 (*soggetti in posizione apicale*) である場合、組織体の罪責が不存在であることの挙証責任はその企業に存するが、従属的な地位にある者 (*soggetti sottoposti*) である場合は、罪責存在の挙証責任は検察官に存する⁽²⁴⁾。

第 2 に、組織上の罪責ないし過失 (*colpa*) として、企業に対し非難されるべき点があること。すなわち、コンプライアンス・プログラムの不採択又は不十分な実施、そしてプログラムが確証する種類の犯罪を予防するに適切な管理の不十分な実施、が認められることである。換言すれば、企業という自

律性を有する有機的組織体に対し、プログラムの働きや遵守を監督する任務についての信頼が失われたといえることである（6条及び7条参照⁽²⁵⁾）。

第3に、犯罪遂行に向けられた事業政略が存在することである。これは、すなわち、責任が予見される犯罪の遂行に同意し又はこれを容易にするような、唯一の又は支配的な目的を持って、企業又は団体が恒常的に活動していることをいう（16条3項）。2番目の基準がいわば過失（犯）を兆表するとすれば、この基準は故意的な企業活動を表すもので、いわゆる企業故意（*dolo dell'ente*）を問題にするものである。そして、第2の基準が、罪責ないし過失（*colpa*）を充足するという意味において、企業の犯罪責任を形成する最低基準であるのに対し、犯罪遂行に向けられた事業政略の存在は、固有の企業責任を承認するに際して、十分な意義を有することになるだろう。この企業故意を要求する例としては、テロリズム犯罪又は民主主義秩序の破壊を目的とする重軽罪（25条の4）、女性性器切除宗礼（25条の4-1）、更には、国越犯罪の遂行（2006年3月16日法10条2項）等がある。

以上3つの基準の相互関係については、なお十分な検討が必要である。最後の企業故意については、トップの地位にある自然人の犯罪故意が認定されれば、企業における行政的不法行為の故意が認められる関係にあり、同一視理論の構造から理解可能なように思われる。一方企業関係者による企業利益のための犯罪遂行であれば、企業故意は不要であるとも考えられるが、第2の基準を必要条件としないならば、それは英米法にいう厳格責任（*strict liability*）に近いものになるだろう。

おわりに

以上、大変雑駁ながら、イタリアにおける企業犯罪への刑事法的対応について概観してみた。イタリアが231号法によって採用した責任構造は、団体の客観的危険性に基礎をおいた組織モデル的理解に対する批判として、それ

以前からあった、むしろ懲罰的性質を持つ行政的制裁の導入が好ましいものとする考え方を反映したものであって、その意味で急に現れた制度設計ではない。イタリア刑法の体系を維持しながら、法人の刑事責任を原則として否定するドイツ法をよく研究し、且つアメリカの SOX 法や連邦量刑ガイドライン等も参考にしつつ、国際的動向にも注意しながら、企業犯罪に対する統一法として、イタリア流にまとめ上げた統一法である。

しかし、東洋の観察者にとって、理論的にはまだ多くの解明されるべき課題が残されている。イタリア刑法体系の伝統から、組織モデルに対する嫌悪や抵抗があることは容易に想像でき、またオランダ刑法⁽²⁶⁾やベルギー刑法⁽²⁷⁾等が依拠する直接責任主義を採用するものでないことは明らかであるとしても、では、コモンロー流の同一視理論から捉えるべきか、あるいはフランス流の「リコシェ理論 (thèse du ricochet⁽²⁸⁾)」から説明すべきなのか、その上で企業責任の自律性をどう位置づけるべきか等々、興味は尽きないところである。考察の鍵は、おそらく、実体法だけではなく、手続法や執行法のフィロソフィーを十分に踏まえた上で、この総合的な立法を把握していくことであると思われる。231 号法第 3 編は、執行段階を含む、詳細な刑事手続規定の体系なのである。いうまでもなく、刑事実体法の内容は、手続法を経由しないでは実現することができない。

いずれにせよ、浅学非才の筆者にとって、わが国の理論状況を踏まえた上での比較法的分析・検討は今後の課題となるが、イタリアの状況についても、限られた範囲の文献に基づいた紹介に終始したこともあって、検討は甚だ不十分であり、思わざる誤解・曲解も多いことを懼れる。大方のご寛恕とご指導を希いつつ、一応稿を閉じることにしたい。

- (1) 但し、有力説は、《La responsabilità penale è personale》を、個人が他の行為者によって行われた犯罪についてまで責任を負わないとした規定と捉え、自然人であれ法人であれ、間疑されている犯罪についての行為者であることの同定が求められているにすぎないとする解釈をとる。その場合は、「刑事責任は個人的である」と言ったほう

が正確であろう。刑事責任の個人性と帰責性の推定及び客観的責任との関係等については、森下忠『イタリア刑法研究序説』（法律文化社、1985）4-8頁参照。なお、同条4項は、2007年10月に改正されており、戦争軍隊法（*leggi militari di guerra*）の文言が削られた。これによりイタリアでは死刑が完全に廃止されることとなった。

- (2) 従って、わが国における法人処罰の根拠づけやそれをめぐる理論状況を解釈論として直接に関連させて論ずるには、例えばドイツ法との間にみられるような豊富な比較研究が、まだイタリア法との間において未成熟である現状では、なお慎重な検討が必要である。但し、いずれにしても法人に対する帰責構造の基本的論理は重要であり、これについては、本稿では僅かに論じられるに過ぎず、独特の「第3責任」論を採用するイタリア刑法における理論状況をさらに分析した上で、別稿で検討することとしたい。
- (3) わが国では、独占禁止法上の課徴金納付命令が想起されるが、同命令が公正取引委員会の命令によるのに対し、イタリアでは、行政的不法行為の認定は刑事手続のルールに従い、刑事裁判を通じ認定される。
- (4) D. LGS. 8 GIUGNO 2001, N. 231 *Disciplina della responsabilità amministrativa delle persone giuridiche, delle società e delle associazioni anche prive di personalità, a norma dell'articolo 11 della legge 29 settembre 2000, n. 300*. 「2000年9月29日法〔300号〕11条による、法人、会社、社団及び法人格なき社団の行政責任に関する法令」であり、2001年6月19日官報140号に公布された。
- (5) 231号法以前の議論状況を伝えるものに、ジュリオ・デシモーネ（松生光正訳）「イタリア刑法における団体の刑事責任の諸問題」姫路法学第20号（1996）がある。
- (6) 同法の手続法的部分についても興味深い規定が散見されるが、その詳細な検討については、別稿に譲らざるを得ない。
- (7) R. Petrucci, R. Pezzano et al., *Compendio di Diritto Penale*, XIV Edizione, Simone, cit., pp. 63-65, 2010.
- (8) イタリア刑法における犯罪（reato）概念は、1889年のザナルデリ刑法典以来、重軽罪（delitto）及び違警罪（contravvenzione）に区別され、重軽罪については、主刑が無期刑、懲役刑、罰金刑で故意犯処罰が原則、未遂犯処罰があり、累犯認定されるのに対し、違警罪については、主刑が拘役、科料で、故意犯又は過失犯処罰だが、未遂犯は不処罰、累犯不認定という違いがある。
- (9) Id., pp. 62-63.
- (10) 但し、後述するように、企業責任は自律性を有しており、行為者不明の場合等も企業責任は肯定され得る。
- (11) 刑法197条（罰金及び科料の納付における法人の民事責任）
国、州、県及び市町村を除く法人格を有する法人は、その代表権若しくは管理権を

有する者又はこれらの者と従属関係にある者が犯罪によって刑の言渡しを受け、且つ犯人の有する身分に関わる義務の違反を構成する犯罪に関与しあるいは法人の利益のために犯罪を行った場合において、刑の言渡しを受けた者が支払い不能であるときは、科せられた罰金及び料料の総額に等しい金額を納付する義務を負う。

(12) 2010 年 7 月 23 日破棄院刑事部判決 (n. 28699 del 2010) によれば、営利活動を行う場合には、公共団体であっても 231 号法の適用があるとされる。

(13) 第 6 条 幹部役員と企業の組織規範

1. 犯罪が前条 1 項 a 号に掲げる者によって行われた場合、企業が以下の立証を行うときは責任を負わない。
 - a) 経営機関が、事実の遂行前に、行われた犯罪と同種の犯罪を予防するに適した組織及び管理規範を採用し、有効に実施していたこと。
 - b) 規範の機能を監督し、それを最新のものに改訂することを遵守する任務が、率先性と統制において自律的権能を備えた企業の一つの組織体に委ねられていたこと。
 - c) 行為者が、詐欺的手段によって組織・管理規範を回避しながら犯罪を遂行したこと。
 - d) b 号に規定される組織体において、監督が懈怠されたり不十分であったりしなかったこと。
2. 委任された権能の範囲及び犯罪遂行のリスクに関して、前項 a 号に規定される規範は、以下の要請を満たさなければならない。
 - a) 犯罪が行われ得る範囲の活動を明らかにすること。
 - b) 犯罪予防に関する企業決定の形成及び施行を策定するための特別手続を規定すること。
 - c) 犯罪遂行を阻止するに適した財政的資源の管理様式を明らかにすること。
 - d) 規範の機能と遵守を監督するために選ばれた組織体に対し情報提供を行う義務を規定すること。
 - e) 規範に示された方策の遵守義務違反を制裁するために適した懲戒制度を導入すること。
3. 前項に規定された要請を確保しつつ、企業代表者協会によって策定された行動準則を基に組織・管理規範は採用されることができる。連絡を受けた司法省は、所管省庁の同意を得て、犯罪を予防するための当該規範の適合性について 30 日間以内に所見を表明することができる。
4. 小規模会社においては、本条 1 項 b 号に示される任務は、直接に経営機関によって行われ得る。

5. いずれの場合においても、企業が犯罪及び同様の形態によって扱った利益の没収が規定される。
- (14) R. Petrucci, R. Pezzano et al., op. cit., p. 63.
- (15) G. Marinucci, E. Dolcini, *Manuale di Diritto Penale*, Giuffrè, cit., pp. 127-129., 2006.
- (16) Ibid.
- (17) 第 27 条
 2. 被告人は終局的な有罪宣告があるまでは有罪とみなされない。
- (18) 「企業が立証を行うときは責任を負わない《l'ente non risponde se prova》」と規定する。
- (19) 田口守一他『刑法は企業活動に介入すべきか』（成文堂、2010）所収の各論考、とりわけ、松澤論文及び甲斐論文を参照。
- (20) 第 8 条 企業責任の自律性
 1. 企業の責任は以下の場合にも存する。
 - a) 犯人が明らかにならず、又は帰責されないとき。
 - b) 犯罪が、恩赦とは異なる事由によって免除されるとき。
 2. 法律に異なる規定がない限り、企業責任を規定したところに関係する犯罪に恩赦が認められる場合には、被疑者がその適用を放棄するときも、企業に対する手続は開始されない。
 3. 企業は恩赦を放棄することができる。
- (21) この帰責メカニズムは、組織モデル（teoria organicistica）の原理に基づくものではないかと思われるが、イタリアにおける議論状況を踏まえた上で、なお検討を要する。
- (22) 第 37 条 追行不可能性
訴訟条件の欠缺によって犯罪行為者に対して刑事訴追が開始できないか又は追行できない場合は、企業における行政的不法行為の立証は行われない。
- (23) G. Marinucci, E. Dolcini, op. cit., p.136.
- (24) 第 5 条 企業の責任
 1. 企業は、以下の者の関与又はその者の利益のために行われた犯罪によって責任を負う。
 - a) 企業の代表、行政、指導の職務を担う者、又は財政上及び機能上の自律性を備えた組織的統一体たる役割を担う者、並びに事実上企業の管理及び統制に従事する者。
 - b) 前号に規定する内容の一つについて指導又は監督を任された者。
 2. 前項に掲げられた者が、自分自身又は第三者の利益において行為した場合は、企業は責任を負わない。

(25) 第 7 条 他の管理職役員と企業の組織規範

1. 5 条 1 項 b 号に規定された場合において、指導又は監督義務違反によって犯罪遂行が可能となったときは、企業は責任を負う。
2. いずれの場合においても、犯罪の遂行前に、企業が、行われた犯罪と同種の犯罪を予防するに適した組織、管理及び統制の規範を採用し、有効に実施していたときは、指導又は監督責任義務違反は排除される。
3. 規範は、組織の性格や規模、更には行われている活動の種類との関係により、法の範囲内における活動の展開を確保し且つ時宜を得てリスク状況を発見し取り除くに適した方策を規定する。
4. 規範の効果的な実施は以下のことを必要とする。
 - a) 定期的チェック及び規定の重大な違反が発見されたとき又は組織もしくは活動における変動が生じたときにおける適宜な規範の改正。
 - b) 規範に示された方策の遵守違反を制裁するに適した懲戒制度。

(26) オランダでは自然人訴追が必ずしも禁止される訳ではない。

オランダ刑法 51 条 (art. 51 Wetboek van Strafrecht)

1. 犯罪は自然人及び法人によって行われ得る。
2. 犯罪が法人によって行われる場合、以下の者に対して訴追がなされ刑罰が科され得る。
 - (1) その法人に対して
 - (2) その指図を行ったもの及び実際に違法行為を指揮した者に対して
 - (3) 1号と2号の両者に対して

(27) ベルギーでは、二重処罰排除原則から法人が処罰される場合は、故意犯で個人的に帰責されうる犯罪を除き、自然人の責任は完全に免除される。

ベルギー刑法 5 条 (art. 5 Code pénal)

全ての法人は、その法人の目的の実現もしくはその法人の利益の防衛に本質的に結びつけられる犯罪又はその法人のために行われたことが具体的な事実によって明らかにされる犯罪に対して刑事責任を負う。

(28) 1997 年 12 月 2 日破棄院刑事部判決 (Crim. 2 décembre 1997, JCP 1998- II, 10023)。

〔付記〕本稿は、2010 年 10 月 2 日に、早稲田大学で行われた、グローバル COE 《企業法制と法創造》4-1 第 11 回研究会において行った報告に加除訂正等を加えて再構成したものである。